

## ○八女西部清掃工場等建設等基金条例

(昭和56年10月19日 条例第27号)  
改正 平成12年8月7日条例第3号

### (目的)

第1条 八女西部清掃工場等建設等のため、八女西部清掃工場等建設等基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる金額は、予算に定める範囲内とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第5条 組合長は、支払上現金に不足が生じたときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 前項の規定により繰替運用した現金は、当該年度内に返還しなければならない。

### (処分)

第6条 組合長は、第1条の目的に充てる場合に限り、歳入歳出予算に計上して、基金の全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成12年8月7日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。